

裁 決 書

東裁(諸)令5第123号

令和6年6月11日

国税不服審判所長 清野 正彦



審査請求人

所在地

名称

代表者

原処分庁

原処分

令和4年12月23日付でされた平成29年7月から平成29年12月まで、平成30年1月から平成30年6月まで、平成30年7月から平成30年12月まで、平成31年1月から令和元年6月まで及び令和元年7月から令和元年12月までの各期間分の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の各納税告知処分並びに不納付加算税の各賦課決定処分

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求をいずれも棄却する。

理 由

1 事実

(1) 事案の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、請求人の役員に対して金銭

を無利息で貸し付けたところ、原処分庁が、その利息相当額の経済的利益は請求人から当該役員に対する給与所得に該当するとして、源泉徴収に係る所得税等の納税告知処分等を行ったことに対し、請求人が、請求人は当該役員に対して経済的利益を供与していないなどとして、原処分の全部の取消しを求めた事案である。

(2) 関係法令等

- イ 行政手続法第14条《不利益処分の理由の提示》第1項本文は、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない旨規定し、同条第3項は、不利益処分を書面でするときは、同条第1項の理由は、書面により示さなければならない旨規定している。
- ロ 所得税法第28条《給与所得》第1項は、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」という。）に係る所得をいう旨規定している。
- ハ 所得税法第36条《収入金額》第1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする旨規定している。
- ニ 所得税基本通達（令和2年12月18日付課法11-7ほかによる改正前のもの。以下「基本通達」という。）36-15《経済的利益》柱書及び(3)は、所得税法第36条第1項括弧書に規定する「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」には、金銭の貸付け又は提供を無利息又は通常の利率よりも低い利率で受けた場合における通常の利率により計算した利息の額又はその通常の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額に相当する利益が含まれる旨定めている。
- ホ 基本通達36-28《課税しない経済的利益……金銭の無利息貸付け等》柱書及び(2)は、使用者が役員又は使用人に対し金銭を無利息又は基本通達36-49《利息相当額の評価》により評価した利息相当額に満たない利息で貸し付けたことにより、その貸付けを受けた役員又は使用人が受ける経済的利益で、役員又は使用人に貸し付けた金額につき、使用者における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率を定め、これにより利息を徴している場合に生じる経済的利益については、課税しなくて差し支えない旨定めている。
- ヘ 基本通達36-49は、使用者が役員又は使用人に貸し付けた金銭の利息相当額に

については、当該金銭が使用者において他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかな場合には、その借入金の利率により、その他の場合には、貸付けを行った日の属する年の租税特別措置法（令和2年法律第8号による改正前のもの。）第93条《利子税の割合の特例》第2項に規定する特例基準割合（以下「利子税特例基準割合」という。）による利率により評価する旨定めている。

(3) 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ 請求人は、平成25年2月14日に設立された有価証券の取得、保有及び売買等を目的とする法人（令和2年5月1日に株式会社から合同会社に組織変更）であり、
 ■■■■■は、平成26年10月8日以降、請求人の取締役であったが、令和2年5月1日以降は、請求人の業務執行社員である（以下、■■■■■を「本件役員」という。）。

ロ 請求人は、平成28年7月29日、本件役員との間で、貸主を請求人、借主を本件役員とする借入極度基本契約を、要旨次のとおりの内容で締結した。

(イ) 借入極度額は、10億円とする。本件役員は、定められた借入極度額の範囲内で繰り返し負担する金銭消費貸借契約債務に関し、次の(ロ)及び(ハ)の契約条項を承認し、誠実に履行する（第1条）。

(ロ) 契約期限は、平成29年7月31日とする。ただし、契約期間の満了1か月前までに双方より何らかの意思表示がないときは、本契約は1年間自動更新するものとする（第2条）。

(ハ) 利息は元金に対して年零%とする（第3条）。

ハ 請求人は、平成28年8月3日、■■■■■の株式（以下「■■■■■」という。）の購入資金として、本件役員に対して■■■■■を貸し付けた（以下、本件役員への貸付けを「本件無利息貸付け」という。）。

ニ 本件無利息貸付けは、融資条件を無利息とするほか、返済期限及び担保の設定がないものであったが、請求人が、本件役員に対して無利息で金銭を貸し付けるべき何らかの責任を負っていたとする事情はうかがわれない。

また、本件無利息貸付けに係る金銭は、請求人において他から借り入れて貸し付けたものであるかどうかは明らかではない。

(4) 審査請求に至る経緯

イ [] は、原処分庁所属の調査担当職員の調査に基づき、請求人に対し、請求人が本件役員に供与した本件無利息貸付けに係る利息相当額（以下「本件利息相当額」という。）の経済的利益は本件役員に対する給与等に該当するとして、別表1の「利息相当額（円）」欄のとおり、上記(3)のハの請求人が貸付けを行った平成28年8月3日の属する年の利子税特例基準割合による利率によって本件利息相当額を算定し、令和4年12月23日付で、別表2の「納税告知処分等」欄のとおり、平成29年7月から同年12月まで、平成30年1月から同年6月まで、同年7月から同年12月まで、平成31年1月から令和元年6月まで及び同年7月から同年12月までの各期間（以下「本件各期間」という。）分の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税（以下「源泉所得税等」という。）の各納税告知処分（以下「本件各告知処分」という。）並びに不納付加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」という。）をした。

ロ 本件各告知処分に係る納税告知書（以下「本件告知書」という。）に記載された本件各告知処分の理由の要旨は、別紙のとおりである。

ハ 請求人は、令和5年3月17日、本件各告知処分及び本件各賦課決定処分を不服として、再調査の請求をしたところ、再調査審理庁は、同年6月29日付でいずれも棄却の再調査決定をした。

ニ 請求人は、令和5年7月25日、再調査決定を経た後の本件各告知処分及び本件各賦課決定処分に不服があるとして審査請求をした。

2 争点

- (1) 本件各告知処分の理由の提示に不備があるか否か（争点1）。
- (2) 請求人は、本件役員に対して本件無利息貸付けにより所得税法第36条第1項括弧書に規定する「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」を供与したか否か（争点2）。

3 争点についての主張

- (1) 争点1（本件各告知処分の理由の提示に不備があるか否か。）について

原 処 分 庁	請 求 人
本件告知書には、①請求人は、本件役員に対し、無利息で金銭を貸し付け、本	請求人は、本件役員との合意の下、基本通達36-28の(2)の取扱いを参照し、

原 処 分 庁	請 求 人
<p>件役員は、利息相当額の経済的利益を得ていたこと、②当該経済的利益は給与所得に該当するところ、その金額については、請求人が貸付けを行った日の属する年の利子税特例基準割合により算定したこと、及び③請求人は当該経済的利益について源泉徴収する必要があるところ、源泉徴収していないことが記載され、原処分庁の判断過程が示されている。</p> <p>そうすると、本件告知書に記載された本件各告知処分の理由には、請求人が源泉徴収義務を負う旨及びその理由が具体的かつ明瞭に示されていると認められるところ、本件各告知処分の理由は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えているものといえ、行政手続法第14条第1項の理由の提示の趣旨に照らし、同項本文所定の理由の提示の程度及び内容として欠けるところがないから、理由の提示に瑕疵があったとはいえない。</p> <p>したがって、本件各告知処分の理由の提示に不備はない。</p>	<p>当該通達に基づき本件無利息貸付けに係る利率を設定した旨を原処分庁に対して原処分までに説明したにもかかわらず、原処分庁は、本件告知書において当該通達の参照の有無及びその可否について何ら触れていないことから、その判断理由が分からない。</p> <p>そうすると、原処分庁は、本件告知書において、原処分までに説明した請求人の主張に全く応答しておらず、なぜ当該通達を参照しないのかを示していないから、これでは行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制することはできないし、不服の申立てに便宜を与えることもできない。</p> <p>したがって、本件各告知処分の理由の提示に不備がある。</p>

(2) 争点2 (請求人は、本件役員に対して本件無利息貸付けにより所得税法第36条第1項括弧書に規定する「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」を供与したか否か。) について

原 処 分 庁	請 求 人
<p>以下のことからすれば、請求人は、本件役員に対して本件無利息貸付けにより経済的利益を供与した。</p> <p>イ 次の(イ)ないし(ハ)のことからすると、請求人は、本件役員に対し、本件無利息貸付けを行ったことにより、請求人以外の第三者から金銭の貸付けを受けるとした場合の通常の利率により算出される本件利息相当額に係る経済的利益を供与したと認められ、当該経済的利益は、給与所得に該当するものと認められる。</p> <p>(イ) 請求人は、本件役員に本件無利息貸付けをし、令和元年12月31日までの期間において、本件無利息貸付けに係る貸付金の返済を受けていなかったところ、本件無利息貸付けによる利率は零%であり、担保及び返済期限の設定はされていなかった。</p> <p>(ロ) 本件無利息貸付けは、無担保で、かつ、返済期限の定めがないという借主にとって極めて有利な条件によるものであり、借主である本件役員は、本件無利息貸付けによる借入金を利用するという利益を得ていることから、貸倒れリスクの高低にかかわらず、利息自体の支払を免れる合理的理由はなく、無利息であること</p>	<p>以下のことからすれば、請求人は、本件役員に対して本件無利息貸付けにより経済的利益を供与していない。</p> <p>イ 次の(イ)ないし(ニ)の事情を考慮すれば、本件無利息貸付けをしたことで、貸主である請求人の経済的負担によって、請求人から借主である本件役員に対して経済的利益が移転しているとまではいえない。</p> <p>(イ) 一般に、個々の貸付けにおける金利は、無リスク金利に当該貸付けにおける貸倒れリスクを加味して決定されるものであるところ、本件役員及びその親族並びにこれらの者らが支配する資産管理会社等（以下「本件役員ファミリー」という。）の間で行われる貸付けにおいては、その構成員間の信用の相互補完によって実質的に貸倒れリスクがないといえる。</p> <p>(ロ) 上記(イ)のように実質的に貸倒れリスクがないといえる理由として、現に本件役員ファミリーの構成員が外部の金融機関からの借入れとスワップ取引を組み合わせ、一体の取引によって実質的にマイナス金利での資金調達を行った実績もある。</p> <p>(ハ) 本件各告知処分の頃の経済環境と</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>息の額を超える金員を受領したとしても、それは、請求人が本件各通貨オプション取引により個別に収入を得たということにすぎず、本件各通貨オプション取引による収入により、本件銀行借入れの利率に影響を及ぼすことはないことは明らかであるから、本件無利息貸付けについて、基本通達36-28の(2)にいう「合理的と認められる貸付利率」が定められているとは認められない。</p> <p>また、基本通達36-28の(2)は、「これにより利息を徴している場合」と定めており、その文言からすれば、使用者が役員等に貸し付けた金額につき、利息が徴されている場合に適用されるものであることが明らかであることから、無利息とされ、利息が徴されているとは認められない本件無利息貸付けについて、当該通達の定めが適用されることはない。</p>	<p>該経済的利益には課税しない旨を定めているのであって、請求人は、上記イの(イ)ないし(ロ)の背景事情を考慮し、合理的と認められる貸付利率を零%とした本件無利息貸付けをしたのであり、当該通達の趣旨からすれば、本件無利息貸付けの貸主である請求人から借主である本件役員に対して経済的利益が移転しているとまではいえない。</p>

4 当審判所の判断

(1) 争点1 (本件各告知処分の理由の提示に不備があるか否か。) について

イ 法令解釈

行政手続法第14条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解されることから、当該処分の理由が上

記の趣旨を充足する程度に具体的に明示するものであれば、同項本文の要求する理由の提示として不備はないものと解するのが相当である。

ロ 当てはめ

本件告知書には、別紙のとおり、本件各告知処分の理由として、要旨①請求人が本件無利息貸付けによって、本件役員に対して本件利息相当額の経済的利益の供与をしたこと、②当該経済的利益は所得税法第28条第1項に規定する給与所得に該当するところ、本件利息相当額の算定に当たっては、貸付けを行った日の属する年の利子税特例基準割合により算定した旨、及び③請求人は同法第183条第1項等の規定により本件利息相当額について所得税等を源泉徴収する必要があるが、源泉徴収していないことが記載されているところ、これらの記載内容からすれば、本件各告知処分について、[REDACTED]による判断結果並びにその基礎とされた事実関係及び根拠法令を容易に了知し得る。

そうすると、本件告知書に記載された本件各告知処分の理由は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるという行政手続法第14条第1項本文の趣旨を充足する程度に具体的に明示されているといえる。

したがって、本件各告知処分の理由の提示に不備は認められない。

ハ 請求人の主張について

請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄のとおり、原処分庁は、本件告知書において基本通達36-28の(2)の参照の有無及びその可否について何ら触れておらず、その判断理由を示していないことから、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制すること及び不服申立てに便宜を与えることはできない旨主張する。

しかしながら、上記ロのとおり、本件告知書の記載内容からは根拠法令等を容易に了知し得るのであるから、無利息の本件無利息貸付けに係る本件各告知処分について、合理的と認められる貸付利率により利息を徴している場合に関する基本通達36-28の(2)の参照の有無及びその可否が示されていないことにより理由の提示に不備があることとなるものではなく、請求人の主張には理由がない。

- (2) 争点2 (請求人は、本件役員に対して本件無利息貸付けにより所得税法第36条第1項括弧書に規定する「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」を供与したか否

か。)について

イ 法令解釈

所得税法第36条第1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の場合にはその価額）とする旨規定していることから、同法第28条に規定する給与等には、その支払を受ける者が得る経済的利益が含まれることとなる。そして、使用者が役員や使用人に対して無利息又は低利率貸付けをした場合には、特別の理由がない限り、通常收受すべき利息の額又は通常收受すべき利息相当額と実際に收受した利息の額との差額が当該経済的利益に含まれると解されるところ、基本通達36-15柱書及び(3)は、同法第36条第1項括弧書に規定する「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」には、金銭の貸付け又は提供を無利息又は通常の利率よりも低い利率で受けた場合における通常の利率により計算した利息の額又はその通常の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額に相当する利益が含まれる旨定めており、当該定めは上記解釈に沿うものであるから、当審判所においても相当と認めるところである。

ロ 検討

本件無利息貸付けは、請求人の取締役である本件役員が請求人から無利息で金銭を借り入れたものであるので、上記イの特別の理由の有無、具体的には、使用者が役員や使用人である借主から無利息借入れと対価的意義を有すると認められる経済的利益の供与を受けているとか、あるいは、使用者がそれらの借主から利息の支払を受けないことについて何らかの合理的な経済目的その他の事情が存するかについて検討するため、本件無利息貸付けに関する諸事情についてみると、上記1の(3)のロないしニのとおり、本件無利息貸付けは、請求人が本件役員に対して、 に及ぶ多額の金銭を無利息、無期限、無担保で貸し付けたものであったこと、同ハのとおり、本件無利息貸付けは、本件役員が の購入資金を調達するためにしたものであったことが認められ、また、同イ及びニのとおり、本件役員は本件各期間において請求人の取締役であったものの、請求人が取締役である本件役員に対して無利息で金銭を貸し付けるべき何らかの責任を負っていたとはうかがわれない。

そして、当審判所における調査及び審理によっても、本件無利息貸付けにおいて、請求人が本件役員から利息の支払を受けないことについての合理的な目的等を見いだすことはできず、請求人には通常収受すべき利息相当額の経済的利益の供与がなかったというべき特別の理由が存するとは認められない。

そうすると、請求人は、本件各期間において、本件役員に対し本件無利息貸付けにより経済的利益を供与したものと認められる。

ハ 請求人の主張について

(イ) 請求人は、上記3の(2)の「請求人」欄のイの柱書のとおり、本件無利息貸付けをしたことで、貸主である請求人の経済的負担によって、請求人から本件役員に対して経済的利益が移転しているとまではいえない旨主張しており、当該主張を根拠づける事情として、同(イ)及び(ロ)のとおり、本件役員ファミリーの間で行われる貸付けにおいては、その構成員間の信用の相互補完によって実質的に貸倒れリスクがないといえること、現に本件役員ファミリーの構成員が外部の金融機関からの借入れとスワップ取引を組み合わせ、一体の取引によって実質的にマイナス金利での資金調達を行った実績もあることを挙げている。

しかしながら、個々の貸付けにおける貸倒れリスクの有無は飽くまでも当該貸付けにおける貸付金額等に左右されるというべきものであるところ、本件無利息貸付けが多額に及んでいることからすれば、本件役員に本件無利息貸付けに係る貸倒れリスクがないとはいえず、このことは、金融機関からの借入れにスワップ取引を組み合わせることで実質的にマイナス金利での資金調達を行った実績があるからといって左右されるものでもない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(ロ) 請求人は、上記3の(2)の「請求人」欄のイの柱書の主張を根拠づける事情として、同(ハ)のとおり、本件各告知処分の頃の経済環境としても日本銀行がマイナス金利政策を実施している状況であるように、金利は常にプラスであるという状況ではないことを挙げている。

しかしながら、上記イのとおり、使用者が役員や使用人に対して無利息又は低利率貸付けをした場合には、特別の理由がない限り、通常収受すべき利息の額又は通常収受すべき利息相当額と実際に収受した利息の額との差額が当該経済的利益に含まれると解されるところ、請求人が指摘する点は、飽くまで一般

論として金利がプラスではない旨をいうにとどまるから、このことをもって、本件無利息貸付けにおいて、請求人が通常収受すべき利息相当額の経済的利益の供与がなかったというべき特別の理由があるとはいえない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(ハ) 請求人は、上記3の(2)の「請求人」欄のイの柱書の主張を根拠づける事情として、同(ニ)のとおり、本件無利息貸付けが無担保でされたのは、借主である本件役員は貸主である請求人の取締役であることを踏まえれば、あえて信用性を補完する必然性がなかったこと、本件無利息貸付けは個別に返済期限を定めていないが、ロールオーバーをすれば経済的実質上は返済期限の定めがない状態と類似するから、形式上、返済期限の定めのないことをもって、借主にとって有利な条件とまではいえないことを挙げている。

しかしながら、上記ロで述べたとおり、本件無利息貸付けが多額の金銭を無利息、無期限、無担保で貸し付けたものであったという事情を含め、本件無利息貸付けに関する諸事情を検討しても、請求人には通常収受すべき利息相当額の経済的利益の供与がなかったというべき特別の理由があるとはいえず、この結論は、請求人が指摘する点を踏まえても左右されない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(ニ) 請求人は、上記3の(2)の「請求人」欄のロのとおり、基本通達36-28の(2)の趣旨は、「合理的と認められる利率」を算定している場合には、それに伴う経済的利益があったとしても、当該経済的利益には課税しない旨を定めているところ、請求人が合理的と認められる貸付利率を零%とした本件無利息貸付けをしたのであり、当該通達の趣旨からすれば、本件無利息貸付けの貸主である請求人から借主である本件役員に対して経済的利益が移転しているとまではいえない旨主張する。

しかしながら、本件無利息貸付けは、無利息でされ、請求人における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率が定められたものではないから、基本通達36-28の(2)の定める場合には該当しない。敷衍すると、請求人は、上記3の(2)の「請求人」欄のイの(イ)ないし(ニ)の各事情を「背景事情」として考慮して合理的と認められる貸付利率を零%とした旨主張するが、上記(イ)ないし(ハ)で述べたことからすれば、当該「背景事情」をもって、合理的と認められ

る貸付利率が零%であるとはいえない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(3) 本件各告知処分の適法性について

上記(1)のとおり、本件各告知処分の理由の提示に不備はなく、また、上記(2)のロのとおり、請求人は、本件各期間において、本件役員に対し本件無利息貸付けにより経済的利益を供与したものと認められるから、本件利息相当額については、請求人から本件役員に対する経済的利益として給与等に該当し、請求人には所得税等の源泉徴収義務がある。

当該通常の利率により計算した利息の額に相当する経済的利益については、使用者が役員又は使用人に金銭を貸し付けた場合の利息相当額の評価に関する基本通達36-49の定めがあるところ、使用者において他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかでない場合に、利息相当額を個別に評価せず、客観性を有する基準によって画一的に評価する当該定めは、納税者の予測可能性の向上、納税者間の公平、納税者の便宜及び徴税費用の節減という見地から合理的なものであり、当審判所においても相当と認められる。

そして、本件無利息貸付けについては、上記1の(3)のニのとおり、請求人において他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかではないことから、基本通達36-49の定めにより、平成28年の利子税特例基準割合による1.8%の利率により評価することとなる。

そこで、当審判所において、本件各期間における本件利息相当額を算出すると別表1の「利息相当額(円)」欄の各金額といずれも同額となり、これに基づき本件各期間の納付すべき源泉所得税等の額を計算すると、別表2の「納税告知処分」欄の各金額といずれも同額となる。

また、本件各告知処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。

したがって、本件各告知処分はいずれも適法である。

(4) 本件各賦課決定処分の適法性について

上記(3)のとおり、本件各告知処分はいずれも適法であり、また、請求人が本件各告知処分に係る源泉所得税等を法定納期限までに納付しなかったことについて、国税通則法第67条《不納付加算税》第1項ただし書に規定する「正当な理由」がある

とは認められない。そして、当審判所においても、請求人の本件各期間の不納付加算税の額は、別表2の「賦課決定処分」欄の各金額といずれも同額であると認められる。

したがって、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

(5) 結論

よって、審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。

別表1 本件利息相当額及び本件利息相当額に係る源泉所得税等の額

支払年月日	貸付金残高 (円)	適用利率 (%)	日数 (日)	利息相当額 (円)	源泉所得税等 の額 (円)
平成29年7月31日		1.800	31		
平成29年8月31日			31		
平成29年9月30日			30		
平成29年10月31日			31		
平成29年11月30日			30		
平成29年12月31日			31		
小 計					
平成30年1月31日		1.800	31		
平成30年2月28日			28		
平成30年3月31日			31		
平成30年4月30日			30		
平成30年5月31日			31		
平成30年6月30日			30		
小 計					
平成30年7月31日		1.800	31		
平成30年8月31日			31		
平成30年9月30日			30		
平成30年10月31日			31		
平成30年11月30日			30		
平成30年12月31日			31		
小 計					
平成31年1月31日		1.800	31		
平成31年2月28日			28		
平成31年3月31日			31		
平成31年4月30日			30		
令和元年5月31日			31		
令和元年6月30日			30		
小 計					
令和元年7月31日		1.800	31		
令和元年8月31日			31		
令和元年9月30日			30		
令和元年10月31日			31		
令和元年11月30日			30		
令和元年12月31日			31		
小 計					

別表2 審査請求に至る経緯

(単位：円)

期間	区分 所得の 種 類	納税告知処分等 (令和4年12月23日付)		再調査の請求 (令和5年3月17日)	再調査決定 (令和5年6月29日付)
		納税告知処分 (源泉所得税等の額)	賦課決定処分 (不納付加算税の額)		
平成29年7月から 平成29年12月まで	給与			全部の取消し	棄却
平成30年1月から 平成30年6月まで	給与				
平成30年7月から 平成30年12月まで	給与				
平成31年1月から 令和元年6月まで	給与				
令和元年7月から 令和元年12月まで	給与				

別紙 本件告知書に記載された本件各告知処分の理由の要旨

貴法人は、下記のとおり納付すべき源泉所得税等 [] を法定納期限までに納付していないと認められますので、国税通則法第36条《納税の告知》の規定により納税の告知を行います。

記

貴法人は、平成28年7月29日付で本件役員との間で借入極度額を10億円、金利を無利息とする借入極度基本契約を締結の上、同年8月3日に本件役員に対して [] を無利息により貸し付けているところ、本件利息相当額を本件役員から受領していませんでした。

これにより本件役員が享受する本件利息相当額の経済的利益は、所得税法第28条第1項に規定する給与所得に該当するところ、当該経済的利益は、基本通達36-16《経済的利益の額を収入金額等に算入する時期》の(2)の定めに基づき、各月ごとにその月の末日に支払があったものと認められ、本件利息相当額の計算に当たっては、貴法人が本件役員に対して貸し付けた金銭は、貴法人において他から借り入れて貸し付けたものではありませんので、貴法人が貸付けを行った日の属する年の利子税特例基準割合による利率によって、その額を算定しました。

そして、貴法人は、本件利息相当額の給与等の支払について、所得税法第183条《源泉徴収義務》第1項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条《源泉徴収義務等》第1項の規定により源泉所得税等を徴収する必要がありますが、貴法人は源泉徴収していません。

このため、源泉徴収すべき税額の計算に当たっては、本件役員が所得税法第194条《給与所得者の扶養控除等申告書》に規定する「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していないことから、同法第185条《賞与以外の給与等に係る徴収税額》及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第29条《居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例》第1項の規定に基づき、源泉徴収税額表の乙欄を適用して源泉徴収すべき税額を計算した結果、 [] を源泉徴収し、納付すべきものと認められます。